【海事局】

1. 船員税制の確立について

わが国の社会・経済の維持・発展に船員は大きく寄与してきたが、船員は減少の一途を辿っている。他の海運先進国は自国船員の確保の為に船員税制優遇措置を導入している。わが国においても船員職業の魅力向上を図り、船員の確保・育成の為に、海洋基本法の目的を実現するための具体策の一つとして、また、海洋・島嶼国家である我が国の経済安全保障・食糧安全保障に果たす船員に対する所得税などの政策減税として、「船員税制」の確立を図られたい。

(回答)

ご要望の所得税(国税)減税につきましては、様々な産業において多様な就労形態があるなかで、船員という特定の業種のみを特別扱いすることが難しい等の課題があり、困難な面があります。

他方、平成24年度税制改正要望において、各自治体の判断で住民税の減免が可能であることが確認され、総務省から各自治体あてに周知されました。今年度から四日市市で船員に対する個人住民税の軽減が行われています。国としては、まずは自治体が軽減措置を講ずることが重要と考えており、こうした動きを注視して参りたいと考えております。

2. 外航海運・船員政策について

(1)日本人船員の確保・育成に向けた官公労使の取り組みとして、平成23年5月に国土交通省内に立ち上げられた「日本人船員(海技者)確保・育成に関する検討会」でとりまとめられた内容について、フォローアップのための予算を確保し、フォローアップの一環として、外航日本人船員の総数と増加数の定期的な確認・モニタリングを含めた、外航日本人船員の「量的確保策」の確立に向けた対策を講じるための予算措置を図られたい。

(回答)

外航日本人船員の確保につきましては、我が国の国民生活及び経済活動を支えるために、安定的な国際海上輸送の確保の観点から、「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」において、平成20年から10年間で1.5倍という当面の目標を掲げております。また、この目標につきましては、業界の総意として努力する旨表明を頂いております。

外航日本人船員数のフォローアップの仕方につきましては、積極的に関係者に働きかけをしているところであります。

我々と致しましても、引き続き、関係者と相談の上、検討してまいりたいと考えて おります。 (2)日本船舶・日本船員を増大させるため、外航日本人船員確保・育成スキームに関する予算を確保するとともに、外航船社における日本人船員の採用拡大等、船員政策確立に向けた対策を講じるための予算措置を図られたい。

(回答)

外航日本人船員(海技者)確保・育成スキーム」は、外航海運事業者による日本人船員の採用・社内育成を補完するものとして、官労使一体となって運営しているところであり、その実効を図るため、関係者と連携して必要な見直しを行うとともに、引き続き予算の確保に努めて参ります。

また、我が国の経済、国民生活に大きな役割を果たす外航海運について、その安定的な活動を支える上で、日本人船員の確保・育成を図ることは、大変重要な課題であると認識しており、平成20年より日本船舶・船員確保計画の認定制度を実施し、日本人船員の確保・育成に努めているところです。

今後とも安定的な国際海上輸送の確保を図るために必要な日本人船員の確保・育成 に努めて参りたいと考えています。

(3) ソマリア沖海賊対策について、海賊略奪行為が、広域化・凶悪化する同海域の安全確保対策として、護衛艦・哨戒機の派遣に次ぐさらなる対策の実現に向けた予算措置を図られたい。

(回答)

ソマリア沖海賊の安全確保対策については、海賊対処法に基づく護衛活動を関係省 庁と連携して引き続き確実に実施して参ります。

また、新たな安全確保対策として、昨年11月に「海賊多発海域における日本船舶の 警備に関する特別措置法」が施行されたところであり、同法に基づく運用を適切に実 施して参ります。

さらに、ソマリア周辺沿岸国の法執行能力の向上が重要であることから、当該沿岸 国の海上保安機関の法執行能力向上支援を実施するとともに、I MO (国際海事機関) を通じた国際的連携協力への貢献も行うなど、関係省庁との調整を踏まえ、今後とも 船舶航行の安全に万全を期す所存です。

3. 内航・旅客船における産業・船員政策について

(1)環境対策としてのモーダルシフトを促進し、安定的な国内海上輸送を確保するため、国内海運の経営安定化、船員計画雇用促進等事業、燃料油価格の適正化・安定化対策の継続・拡充に加え、船員に係る緊急雇用対策の継続・強化のための予算措置を図られたい。

(回答)

内航海運業は、貨物輸送量の約4割、産業基礎物資の約8割を輸送し、昨今はトラ

ックドライバー不足の観点から更なる利用促進の機運が高まる等、社会インフラとして必要不可欠です。

一方で、依然、中小零細な事業者が多数を占める中、燃料油価格の高止まり等、厳 しい経営環境が続いており、国内海運の経営安定化、燃油価格の適正化・安定化対策 については、一層の省エネによるコスト縮減等を通じた競争力の強化等を図っていく ことが重要です。

具体的には、中小零細な内航海運事業者の経営基盤の強化のため、船舶管理会社の活用・普及に向けた環境整備を進めるとともに、「物流事業者、荷主の連携によるモーダルシフト促進事業」や省エネ船舶に対する「船舶共有建造制度」を通じた優遇対策の他、「エネルギー使用合理化事業者支援事業」、各種税制面での特別措置等を通じて、事業者を引き続き支援する所存です。

また、国内海運事業者は中小の事業者が多く運賃交渉力が弱いところ、昨今の急激な円安に伴い燃料油価格が高騰していることから、国内海運業に係る燃料費の運賃転嫁に向けた適正取引推進の必要性について荷主企業の理解を得ることが不可欠であると考えています。このため、国土交通省・経済産業省から、日本経済団体連合会及び日本商工会議所に対し、トラック運送業や国内海運業における燃料サーチャージの導入促進など適正取引の推進に向けた協力要請を行い、地方運輸局及び経済産業局からも地方公共団体等に対する要請を行いました。

船員計画雇用促進等事業については、船員の確保・育成を着実に推進するため、必要な見直しを行うとともに、引き続き必要な予算の確保に努めて参ります。

船員に係る緊急雇用対策については、経済情勢の悪化等の影響により離職を余儀なくされた船員が発生する場合には、給付金の支給に必要な予算の確保に努めて参ります。

(2)地域活性化実現のため、離島航路補助制度の抜本的改善を含む海上インフラストラクチャーの整備・拡充を図り、持続的なフェリー・旅客船・内航海運を確立するため、必要とする予算措置を講じられたい。

(回答)

離島航路は、海に囲まれた離島に暮らす住民にとって必要不可欠な交通手段ですが、 人口減少、高齢化等による輸送人員の減少により、補助対象航路においては、欠損が 年々増大する傾向にあり、厳しい経営状況にあります。

このような状況を踏まえ、離島の住民の生活に必要な交通を確保し、島民生活の利便性の向上を図るため、地域公共交通確保維持改善事業により離島航路に対する運営費補助を行うとともに、島民向け運賃の割引や船舶の代替建造への補助を実施しています。平成26年度には全体予算額約306億円のうち離島航路支援に約72億円を確保したところです。

なお、フェリー・旅客船、内航海運については、船舶の省エネ化に取り組む国内海 運事業者に対し、一層の省エネによるコスト縮減等を通じた競争力の強化を図ってい くことが重要であり、モーダルシフトを促進する「物流事業者、荷主の連携によるモ ーダルシフト促進事業」や省エネ船舶に対する「船舶共有建造制度」を通じた優遇対 策の他、「エネルギー使用合理化事業者支援事業」などの活用や各種税制面での特別 措置等の支援措置を講じているところです。

平成27年度予算要求においても所要額の確保等に努めて参ります。

(3) 高速道路等の料金無料化社会実験をはじめとする架橋・高速道路の大幅値下げ、 無料化に伴う経営悪化や雇用不安などの影響を受けたフェリー・旅客船に対し、公 平・公正の観点から損失補てんを含め、日本列島災害時における災害対策としたフェリー・旅客船の維持・存続に向け、国費投入による支援策発動に必要とする予算 措置を講じられたい。

(回答)

我が国のフェリー・旅客船は、地域の人流や全国的な物流ネットワーク、災害時の 被災者支援や緊急物資輸送など重要な役割を担っていますが、燃油価格の高止まり等 の影響もあって、厳しい経営状況が続いています。

このため、一層の省エネによるコスト縮減等を通じた競争力向上や体質強化が重要であり、国土交通省では、予算、税制及び鉄運機構を活用した船舶共有建造制度を通じて、事業者の取り組みに対する支援を行っています。

このほか、地方運輸局等においては、事業者、地方自治体等の関係者による協議会 を設置して、航路の持続的な維持方策の検討や利用促進に向けた取り組みを進めてい るところです。

今後とも、これらの措置を十分に活用しながら、事業者の自助努力を前提とした上で、フェリー等の競争力向上や体質強化に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

4. 海上ブロードバンド等を活用した海上デジタルディバイドの解消について

洋上において社会・家族・友人など、陸上とのコミュニケーションの円滑化、安全 運航に不可欠な気象・海象情報や船内医療体制の強化等を図るため、海上ブロードバンドの実用化により洋上情報通信環境を抜本的に改善し、船員のデジタルディバイド を解消するための予算措置を講じられたい。

また、津波等の緊急災害時に重要な情報源となる沿岸海域におけるテレビ・携帯電話の不感地帯を解消するための予算措置を講じられたい。

(回答)

一部海域において、携帯電話、インターネット、放送サービスの不感地帯やサービ

スの差異などが存在することは承知しています。

デジタルディバイドの改善は、災害等の緊急時における速やかな情報収集や情報伝達に資するものであると考えられます。また、船上という極めて限定された空間で生活をしている船員にとって、携帯電話等で陸地との通信が可能であることは、船員の労働環境の改善につながり、特に若年船員の確保に有効な手段であると認識しています。

そのため、国土交通省としても、具体的な不通話地域や通信性能に関する実態把握など、関係者の取り組みに協力してまいりたいと考えております。

5. 船員関係法令の遵守について

船員法、船舶職員法および船員職業安定法等の船員関係法令を遵守させるため、外国船舶監督官ならびに運航労務管理官の増員を含め、実効ある監査体制を確保するとともに、ILO海上労働条約の批准に向け、外国船舶への監督体制を拡充するなど、強力な指導・監督を図るための予算措置を講じられたい。

(回答)

ご指摘のとおり、地方運輸局に配置する外国船舶監督官及び運航労務監理官が担う 業務は、我が国周辺海域における船舶の安全運航の維持を図るため、重要かつ不可欠 なものであり、これまでも必要な要員及び予算の確保を図ってきたところです。

IMO関連条約に係る新たな規制に対応するため外国船舶監督体制の強化が必要なこと、及び、今般のILO海上労働条約の批准に伴う船員法改正において、新たな業務として船員の労働条件に関する外国船舶監督や旗国検査が生じることから、来年度に向けても、引き続き外国船舶監督官及び運航労務監理官の増員に努めているところです。今後とも、条約及び国内法の適正な実施を確保するため、外国船舶監督官や運航労務監理官を始めとする現場執行体制の強化に努めてまいります。

6. 国際条約への対応について

ILO 海上労働条約、ILO 第 185 号条約 (船員身分証明書条約)、ILO 第 188 号条約 (漁業労働条約)の早期批准、発効に必要とされる予算措置を講じられたい。

(回答)

IL0海上労働条約については、我が国において本年8月5日に発効いたしました。適切な運用を図るとともに、所要の予算措置にも努めてまいります。

IL0185号条約については、船員の出入国を容易にするための条項が盛り込まれており、本条約と我が国の出入国管理政策との整合性の観点から課題があるため、引き続き検討していく必要があると考えております。

IL0188号条約についても、引き続き批准動向等今後の状況を見守りつつ水産庁をは じめ関係機関と連携を図り、対応してまいります。

7. バラスト水処理装置の開発について

外航船のバラスト水の排出により、各海域の生態系に大きな影響が出ていることから、浄化装置の取り付けが義務化されることは理解するが、現状において、設置のための費用が1隻あたり1億円超と莫大であるため、より安価で効率的なバラスト水処理装置の開発に向けて、助成を含めて予算措置されたい。

(回答)

バラスト水による環境問題への対応は、従前より規制の目的や海運業界、造船業界などに与える影響を総合的に考慮しつつ、I MOにおける検討に積極的に参画するとともに、船舶バラスト水規制管理条約の発効に備え環境整備を進めてきたところです。バラスト水処理装置は世界的に多くの製品が開発されており、既に49件が承認されています。また、我が国製品も6社7製品が承認されています。このように、各メーカによる開発が相当進んでいるものと認識しており、これからのバラスト水処理装置の開発に係る補助金などの予算措置は難しい状況です。

一方で、バラスト水処理装置の搭載に要した費用は修繕費として、一括損金経理が 可能となるように措置を行っております。